

資料 ① 位置の制限及び現況届等対象工場

別表第 8 (条例第 7 8 条、第 8 6 条)

1	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙燃炉、焼結炉若しくは煅焼炉で、原料の処理能力が 1 施設 1 時間当たり 1 トン以上のものを有する工場
2	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉で羽口面断面積が 0. 5 平方メートル以上のもの又は液体燃料用バーナーの燃焼能力が 1 時間当たり 5 0 リットル以上のものを有する工場
3	製鋼、合金鉄又は非鉄金属の製造の用に供する電気炉で変圧器の定格容量が 1, 0 0 0 キロボルトアンペア以上のものを有する工場
4	動物質臓器を原料とする物品の製造を行う工場
5	動物質廃棄物の焼却作業を行う工場
6	レディミクストコンクリート又はアスファルトコンクリートの製造を行う工場
7	金属の厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業、鋸打ち作業又は孔埋め作業を伴うものを行う工場
8	金属の鍛造で重量が 0. 5 トン以上の落下錘を使用するものを行う工場
9	無機化学工業品若しくは有機化学工業品の製造若しくは精製又はこれらの工業品を用いる製造、加工若しくは作業を行う工場でアンモニア、塩化水素、塩素、窒素酸化物、二酸化いおう、硫酸（三酸化いおうを含む。）硫化水素、弗素化合物、臭素化合物、シアン化水素、塩化スルホン酸、クロム化合物、ホルムアルデヒド、アクロレイン、ホスゲン、ベンゼン、トルエン、アセトン、メタノール、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを発生させるもの

資料 ② 公害防止管理者を選任すべき工場の区分等

別表第 9 (施行規則第 48 条、第 49 条)

工場の区分	公害防止管理者の区分
<p>条例別表第 8 (資料①) に掲げる工場のうち次の各号に掲げる業種に属するもの(従業員 10 人以上のものに限る。)並びに発電施設、都市ガス製造施設、都市ごみ焼却施設及びパルプ製造施設を有する工場</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 非鉄金属第一次製錬精製業 2 鉛再精錬又は亜鉛第二次精錬業 3 伸銅品又はメッキ鉄鋼線製造業 4 鋳鋼、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄若しくは非鉄金属鋳物製造業又は製鋼業 5 有機質飼料又は肥料製造業 6 建設機械又は鉱山機械製造業 7 運送用車両又は運送用車両部品製造業 8 鋼船製造又は修理業 9 トラクター製造業 10 亜鉛鉄板製造業 11 石けん又は合成洗剤製造業 12 合板製造又は薬品による木材処理業 13 プラスチック、合成皮革、プラスチック床材、プラスチックフィルム又はプラスチック発泡製品製造業 14 セメント製造業 15 舗装材料製造業 16 合金鉄又は電気炉鋳製造業 17 鍛工品製造業 18 圧縮ガス又は液化ガス製造業 19 界面活性剤製造業 20 ソーダー製造業 21 メタン誘導品製造業 22 医薬品又は農薬製造業 23 産業用火薬類製造業 24 染料若しくはその中間物、顔料又は塗料製造業 25 表面処理鋼材製造業 26 コールタール製品製造、潤滑油及びグリス精製業 	<p>東京都一種公害防止管理者</p>
<p>条例別表第 8 (資料①) に掲げる工場の前項各号に規定するもの以外のもの</p>	<p>東京都一種公害防止管理者又は東京都二種公害防止管理者</p>